特商法・預託法改正の検討内容について（概要）

別　紙

令和2年8月19日、内閣府消費者委員会の「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会※」において報告書がとりまとめられた。

　※　委員会の構成：委員長（河上正二　東京大学名誉教授、青山学院大学法務研究科教授）ほか事業者団体、消費者団体、弁護士　等　14名

〔 背景 〕

○ 少子高齢化の進展とともに、特に高齢者の脆弱性につけ込む、より巧妙な悪質商法による被害が増加【 Ex. ジャパンライフ㈱事件、㈱安愚楽牧場事件 】

○ デジタル化の進展により、デジタル・プラットフォームを介した消費者取引が拡大

【 Ex. ㈱wonder、㈱GRACEに対する行政処分、㈱ファンソルに対する申入れ 】

○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に向けた「新たな日常」が模索される中で、国民の消費行動が変容【 Ex. 通信販売や宅配サービスの増加、送り付け商法の増加 】

（１）消費者委員会における報告内容

○ 預託法（特定商品等の預託等取引契約に関する法律）の改正

・禁止の対象となる範囲の明確化（違反事業者に対する法定刑を設定、締結された契約については民事上無効）

　 ・特定商品制を撤廃

　 ・民事ルールの充実

　 ・適格消費者団体による差止請求規定の新設　等

○ 特定商取引法（特定商取引に関する法律）の改正

・合理的根拠を示す資料の提出及び当該資料が提出されない場合の行政処分の適用に係る違反行為が行われたものとみなす規定の対象となる行為を拡大

　 ・不実告知等の禁止の規定に違反した場合、違法収益の没収等罰則の引上げ

　・「詐欺的な定期購入商法」への対応

　 　➢ 解約・解除を不当に妨害するような行為を禁止

　 　➢ 「インターネット通販における『意に反して契約の申込みをさせようとする行為』

に係るガイドライン」の見直し

○　今後の検討課題

　 ・特定継続的役務に係る新たな対象の追加（対象分野の見極めのため継続的な情報把握・

分析を実施

　 ・アフィリエイト広告における違反行為への対応（ＡＳＰの法的位置付けを整理）

　 ・新たなデジタル取引の出現等を踏まえたＢとＣの境界の在り方

　 ・通信販売における適格消費者団体の差止請求の対象範囲の拡大

（２）国における今後の対応

・来年の通常国会へ改正案提出に向け作業中